

筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例

昭和 48 年 3 月 31 日  
条例第 4 号

改正	昭和50年 4 月 1 日条例第 5 号	昭和57年 3 月31日条例第 3 号
	昭和63年 3 月24日条例第 4 号	平成11年 3 月30日条例第 3 号
	平成15年10月24日条例第12号	平成17年 3 月28日条例第 3 号
	平成17年10月 1 日条例第 5 号	平成20年 2 月15日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 筑西広域市町村圏事務組合における消防事務を処理するため消防本部及び消防署を設置する。

(消防本部の名称及び位置)

第 3 条 消防本部の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(消防署の名称及び位置等)

第 4 条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、別表第 2 のとおりとする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 4 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 31 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、筑西広域市町村圏事務組合消防本部大和分署の規定は昭和 58 年 4 月 1 日から施行し、この条例施行の日から昭和 58 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和 63 年 3 月 24 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 63 年 2 月 16 日から適用する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 24 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 15 日条例第 7 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表第1（第3条関係）

名称	位置
筑西広域市町村圏事務組合消防本部	茨城県筑西市直井 1076 番地

## 別表第2（第4条関係）

名称	位置	管轄区域
筑西広域市町村圏事務組合 消防本部筑西消防署	筑西市直井1076番地	筑西市の全域
筑西広域市町村圏事務組合 消防本部結城消防署	結城市みどり町二丁目3番地	結城市の全域
筑西広域市町村圏事務組合 消防本部桜川消防署	桜川市西桜川二丁目29番地	桜川市の全域